

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集29	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)				(名称) 和歌山県 紀美野町長					(所在地) 和歌山県 海草郡 紀美野町 動木287番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所 有者(甲)				(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	裴津呂 字ササミ谷	550	6	ハ	3, 4, 5, 6, 7	山林	2.94	スギ ヒノキ	50-55	令和6年10月1日	5年間 (令和11年9月30日)	○経営管理実施権は設定しない。 ○乙は、残存期間中に保育間伐 及び森林の保護等の全部又は一部を実施する。 ○乙は、施業の実施にあたって は、施業後の林内整理の実施 や、誤伐林における不必要な伐 採は控える等、森林の公益的機 能の維持・増進に配慮するもの とする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象 害の予防の為、年1回の森林の 巡視を行うものとし、当該巡視 は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。	○経営管理実施権は設定しない (1. 甲に支払われるべき金額の算定方 法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐等 の結果生じた木材の販売による収益は乙の ものとし、経営管理に要した経費に充当す る。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費 は、乙が負担するものとする。	○経営管理実施 権は設定しない 乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所 在	地番	林班	準 林 班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	裴津呂 字ササミ谷	550	6	ハ	3, 4, 5 , 6, 7	山林	2.94	スギ ヒノキ	50-55					
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

紀美野町 町長

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

[REDACTED]

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）が出た場合はそれを収受し、伐採等に要した経費に充当する事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定（森林経営管理法第7条第2項）

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件（森林経営管理法第8条）

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

経営管理実施権が設定されない場合は乙が甲に対して、経営管理権の存続期間が満了した時に、遅滞なく、経営管理が終了した旨及び経営管理の状況等を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。